

◎独立行政法人水資源機構職員給与規程

平成15年10月1日
水機規程平成15年度第12号

〔沿革〕平成15年12月18日	水機規程第44号改正①	平成16年 3月30日	水機規程第55号改正②
平成16年 6月24日	水機規程第11号改正③	平成17年 3月31日	水機規程第49号改正④
平成17年11月29日	水機規程第16号改正⑤	平成18年 3月31日	水機規程第33号改正⑥
平成18年 5月30日	水機規程第 2号改正⑦	平成19年 2月23日	水機規程第23号改正⑧
平成19年 3月30日	水機規程第36号改正⑨	平成19年 6月28日	水機規程第 8号改正⑩
平成19年12月 7日	水機規程第19号改正⑪	平成20年 3月31日	水機規程第41号改正⑫
平成20年 6月27日	水機規程第 8号改正⑬	平成21年 3月31日	水機規程第35号改正⑭
平成21年11月30日	水機規程第16号改正⑮	平成22年 3月31日	水機規程第30号改正⑯
平成22年11月30日	水機規程第21号改正⑰	平成23年 3月31日	水機規程第27号改正⑱
平成24年 6月29日	水機規程第 4号改正⑲	平成24年11月30日	水機規程第16号改正⑳
平成25年 3月29日	水機規程第27号改正㉑	平成26年 3月31日	水機規程第22号改正㉒
平成26年 6月30日	水機規程第 5号改正㉓	平成26年12月 1日	水機規程第11号改正㉔
平成26年12月10日	水機規程第14号改正㉕	平成27年 3月31日	水機規程第37号改正㉖
平成27年12月21日	水機規程第25号改正㉗	平成28年 3月30日	水機規程第39号改正㉘
平成28年11月30日	水機規程第 7号改正㉙	平成29年 3月30日	水機規程第22号改正㉚
平成29年11月30日	水機規程第12号改正㉛	平成30年 3月28日	水機規程第26号改正㉜
平成30年11月27日	水機規程第13号改正㉝	平成31年 3月29日	水機規程第31号改正㉞
令和元年 9月26日	水機規程第 7号改正㉟	令和元年11月28日	水機規程第11号改正㊱
令和 2年 3月30日	水機規程第29号改正㊲	令和 3年 3月30日	水機規程第26号改正㊳
令和 4年 3月30日	水機規程第21号改正㊴	令和 4年11月29日	水機規程第12号改正㊵
令和 5年 3月31日	水機規程第31号改正㊶	令和 5年11月29日	水機規程第 7号改正㊷
令和 6年 3月29日	水機規程第31号改正㊸		

(総則)

第1条 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の職員に対する給与の支給は、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第2条 職員の給与は、次に定める区分により支給する。⑥⑦⑧⑫⑳

- 一 本給
- 二 諸手当
 - イ 扶養手当
 - ロ 職責手当
 - ハ 地域手当
 - ニ 広域異動手当

- ホ 住宅手当
- へ 単身赴任手当
- ト 時間外勤務手当
- チ 深夜勤務手当
- リ 管理職員特別勤務手当
- ヌ 特殊勤務手当
- ル 特地勤務手当
- ヲ 特地勤務手当に準ずる手当
- ワ 通勤手当

三 業績手当

四 在勤手当

- 2 前項の給与のうち、前項第二号イ、同号ホ、同号ル及び同号ヲ並びに前項第4号の区分の手当は、前項の規定にかかわらず、再雇用職員（独立行政法人水資源機構就業規則（水機規程平成15年度第11号。以下「規則」という。）第42条第1項、第43条第1項又は第43条の2第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に対して支給しない。⑥⑧⑩⑫⑭⑮⑰

（給与の支給日及び支給方法）

第3条 本給、扶養手当、職責手当、地域手当、広域異動手当、住宅手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び在勤手当はその月分を、時間外勤務手当、深夜勤務手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当は前月分を、それぞれ毎月24日に、通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の24日（これらの日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日）に支給する。ただし、本給、扶養手当、職責手当、地域手当、広域異動手当、住宅手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び在勤手当は、これらを受けべき事由が月の25日以降において生じた者に対しては、その月分に限りその生じた日以降においてできるだけ速やかに支給する。⑥⑦⑧⑩⑫⑭⑮⑰

- 2 職員の給与は、天災その他不可抗力等により機構の事務所に著しい被害が生じた場合においては、前項本文の支給日以外のその都度定める日に支給することがある。

- 3 職員の給与は、法令及び機構と職員の過半数を代表する者との書面による協定に基づいて控除すべきものであるものの金額を控除し、その残額を本人に支給する。

- 4 支給日前であっても、職員が本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産、疾病、被災、葬儀その他やむを得ない事由により給与の支給を請求したときは、本給、扶養手当、職責手当、地域手当、広域異動手当、住宅手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び在勤手当についてはその月分の全額を、時間外勤務手当、深夜勤務手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当については既往の勤務について算定した額を、それぞれ支給する。⑥⑦⑩⑫⑭⑮⑰

- 5 月の25日以降においてその月の本給、扶養手当、職責手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当又は在勤手当の月額に変動が生じた職員については、その月の24日に支給した本給、扶養手当、職責手当、地域手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当又は在勤手当の額と当該変動後の本給、扶養手当、職責手当、

地域手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当又は在勤手当の額との差額を、次回の支給日に精算する。⑥⑦⑫⑳㉓

(本給)

第4条 職員（再雇用職員を除く。以下この条、次条第1項、第6条、第7条、第10条、第15条の2及び第15条の3並びに附則第14項から第16項までにおいて同じ。）の本給は、月額とし、その額は別表第1に定める独立行政法人水資源機構職員本給表（以下「職員本給表」という。）に定める額とする。⑩⑪⑳㉔

2 再雇用職員の本給は、月額とし、その額は別表第2に定める独立行政法人水資源機構再雇用職員本給表（以下「再雇用職員本給表」という。）に定める額とする。

3 再雇用職員のうち規則第43条第1項又は第43条の2第1項の規定により採用された者（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の本給は、前項の規定にかかわらず、前項の規定による本給の月額に、規則第6条第4項の規定により定められた当該再雇用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。⑩⑪㉕

4 削除

5 職員本給表に定める各等級に求められる能力は、別表第3に定める能力等級表のとおりとする。

(新たに職員となった者の本給)

第5条 新たに職員となった者の本給は、職務の内容、能力、学歴、経験等を考慮の上、職員本給表により決定する。⑰

2 新たに再雇用職員となった者の本給は、職務の内容、能力、経験等を考慮の上、前条第2項又は第3項により決定する。⑩⑰㉖

3 新たに職員となった者に対しては、その職員となった日から本給を支給し、本給に変更を生じた職員に対しては、その日から新たに定められた本給を支給する。⑱

(昇給等)

第6条 職員の昇給は、12箇月の期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、当該期間に当該職員が規則第54条の規定による懲戒を受けたときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。③⑩㉗

2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。㉘

3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。㉙

4 職員が昇格（現等級より1等級上位の等級に変更することをいう。以下同じ。）した場合における号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3の2に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。㉚

5 職員が降格（現等級より1等級下位の等級に変更することをいう。以下同じ。）した

場合における号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3の3に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。⑳

6 前5項に規定するもののほか、昇給、昇格及び降格に関し必要な事項は、別に定める。

㉑

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族がある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、職員本給表の適用を受ける職員でその等級が9等級以上であるもの（以下「9等級以上職員」という。）に対しては支給しない。㉒

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けるものをいう。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 四 満60歳以上の父母及び祖父母
- 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（職員本給表の適用を受ける職員でその等級が8等級であるもの（以下「8等級職員」という。）にあつては3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円とする。㉓㉔㉕㉖

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。㉗

5 新たに職員となった者に扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9等級以上職員から9等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその扶養親族について、次表に掲げる届出すべき事項を人事課長に届け出て、その確認を受けなければならない。㉘㉙㉚

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（9等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

届出すべき事項
異動年月日、氏名、続柄、生年月日、居住状況、職業、年収、届出の理由、配偶者の有無

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、9等級以上職員から9等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9等級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（9等級以上職員にあつては扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日から開始し、扶養手当を受けている9等級以上職員以外の職員から9等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9等級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出の遅延がやむを得ない事情によるものと認められるときを除き、その届出を受理した日から行うものとする。③〇
- 7 扶養手当は、第1号、第3号又は第4号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日、第2号又は第5号から第7号までのいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。③〇
- 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある9等級以上職員が9等級以上職員以外の職員となった場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある8等級職員が8等級職員及び9等級以上職員以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある9等級以上職員以外のものが9等級以上職員となった場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で8等級職員及び9等級以上職員以外のものが8等級職員となった場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
（職責手当）

第8条 職責手当は、次の各号に掲げる職員（以下「職責手当受給職員」という。）に対

し、支給する。⑥⑩⑫⑭⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕

一 規則第9条に定める職にある職員（以下「役付職員」という。）

二 本社のダイバーシティ推進リーダー、支社の管理室長代理、総合事業部の課長、調査役、支所長、支所の課長、管理所长若しくは管理所の所长代理、総合事業所の課長、建設所の課長、総合管理所の課長、事業推進室の課長、事業所の課長、管理室長若しくは管理室の室長代理、管理所长若しくは管理所の所长代理又は管理所の所长代理若しくは課長、管理室長若しくは管理室の室長代理の職にある職員

2 前項に規定する職責手当は、月額とし、職員本給表に定める額（以下「本給月額」という）の最高額の100分の25を超えない範囲内において理事長が別に定める。⑩㉒

3 前項の規定による職責手当の額が、独立行政法人水資源機構役員給与規程（水機規程平成15年度第9号）第3条に規定する役員の本給月額のうち、最低の本給月額及びこれに対する同規程第4条の規定による地域手当の月額の合計額から、当該職責手当受給職員が受ける本給及び扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する職責手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その差し引いた額に満たない別に定める額とする。⑥㉒

4 職責手当は、月の初日以外の日において新たに職責手当受給職員となった者に対してはその職責手当受給職員となった日から、当該初日以外の日において職責手当受給職員として規則第38条の規定により復職を命ぜられた職員に対してはその復職を命ぜられた日から、月の末日以外の日において職責手当受給職員でなくなった職員に対してはその職責手当受給職員でなくなった日まで、当該末日以外の日において規則第36条第1項の規定により休職を命ぜられた職責手当受給職員に対してはその休職を命ぜられた日の前日まで支給する。⑭㉒

5 職責手当受給職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合においては、当月分の職責手当は支給しない。⑭㉒

（地域手当）⑥

第9条 地域手当は、別表第4に定める地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。⑥

2 地域手当の月額は、本給、扶養手当及び職責手当の月額の合計額に別表第4に定める支給割合を乗じて得た額とする。⑥

3 第1項に規定する事務所に勤務する職員がその勤務する事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の勤務する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に勤務していた事務所に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に勤務する事務所に係る地域手当の支給割合（前項に規定する割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に勤務していた事務所に係る地域手当の支給割合（前項に規定する割合をいい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に勤務する事務所が第1項に規定する事務所に該当しないこととなるときは、当該職員には、前2項の規

定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、本給、扶養手当及び職責手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間にさらに勤務する事務所を異にして異動した場合その他別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。①⑤⑥

一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人（機構を除く。）その他これに準ずる法人で別に定めるものに使用される者（以下「国家公務員等」という。）であつた者が、引き続き機構の職員となつた場合において、任用の事情、当該勤務することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。⑥

5 前2項の規定は、再雇用職員には適用しない。
（広域異動手当）

第9条の2 職員がその勤務する事務所を異にして異動した場合又は職員の勤務する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に勤務していた事務所の所在地と当該異動等の直後に勤務する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に勤務する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、扶養手当及び職責手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に勤務していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。⑳㉑

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から三年を経過する日

までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる時にあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。⑳

- 3 国家公務員等であつた者で、引き続き機構の職員となつた者（任用の事情等を考慮して別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして、別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。㉒㉓
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。㉒
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

㉒

（住宅手当）

第10条 住宅手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。①⑮⑰⑳㉑

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（独立行政法人水資源機構宿舎規程（水機規程令和3年度第17号。以下「宿舎規程」という。）第3条第3号に規定する宿舎を使用し、同規程第9条に規定する使用料を支払っている職員その他次に掲げる職員を除く。）

イ 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人（機構を除く。）又はその他特別の法律により設置された法人で別に定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員

ロ 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（第7条第2項に規定する扶養親族で同条第5項の規定による確認がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅並びにこれらに準ずる住宅で別に定めるものの全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

二 次条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（宿舎規程第3条第3号に規定する宿舎、前号イに規定する職員宿舎及び同号ロに規定する住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に

定めるもの

- 2 住宅手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

①⑮⑯⑳

- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- 二 前項第2号に掲げる職員 前号により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

- 3 前2項に規定するもののほか、住宅手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（単身赴任手当）

第11条 異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。⑥㉔

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。㉕

- 3 国家公務員等であった者から引き続き機構の職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該機構の職員となった日の直前の住居から当該機構の職員となった日の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（欠勤者等の本給等）

第12条 本給、地域手当及び広域異動手当は、規則第6条に規定する勤務時間について勤務しない時間がある職員（規則第17条に規定する有給休暇を受け、又は規則第36条第1項の規定により休職が命ぜられた職員及び規則第49条第2項の規定により出勤とみなさ

れる欠勤をした職員を除く) に対しては、本給月額並びに本給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額を第25条の規定による1年間における労働時間を12で除して得たもので除して得た額にその勤務しない時間の数を乗じて得た額を、それぞれ減額して支給するものとする。ただし、規則第5条第3項に規定する所属長又は規則第6条第3項に規定する所属課長等がその勤務しないことをやむを得ない事情によるものと認めるときは、この限りでない。②⑥⑫⑳

(傷病により欠勤した職員の特例)

第13条 傷病により欠勤した職員(規則第36条第1項の規定により休職が命ぜられたことにより欠勤した職員及び規則第49条第2項の規定により出勤とみなされる欠勤をした職員を除く。)については、前条本文の規定にかかわらず、その傷病が結核性疾患である場合にあっては欠勤をはじめた日から1年間、その他の傷病である場合にあっては欠勤をはじめた日から6箇月間に限り、本給、地域手当及び広域異動手当の減額を行わないものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、これらの期間を延長することができる。⑥㉔

2 規則第36条第2項の規定は、前項の期間の計算に準用する。

(介護休暇等を受ける職員の給与)

第14条 職員が規則第22条に定める介護休暇を受けることにより勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、第12条本文の規定により計算した額を所定の給与の額から減額する。⑩

2 職員が規則第22条の2に定める介護時間を受けることにより勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、第12条本文の規定により計算した額を所定の給与から減額する。⑩

3 前2項に規定するもののほか、介護休暇及び介護時間を受ける職員の給与に関し必要な事項については、別に定めるところによる。⑩

(育児休業等をしている職員の給与)

第15条 規則第25条の規定により育児休業をしている職員に対しては、給与を支給しない。

2 規則第26条の規定による育児時間を取得することにより、勤務しない時間がある職員に対しては別に定めるところにより、給与を減額する。⑫

3 前2項に定めるもののほか、育児休業等をしている職員の給与について必要な事項は、別に定める。

(自己啓発等休業をしている職員の給与)

第15条の2 規則第28条の2の規定により自己啓発等休業をしている職員に対しては、給与を支給しない。⑫

2 前項に定めるもののほか、自己啓発等休業をしている職員の給与について必要な事項は、別に定める。

(配偶者同行休業をしている職員の給与)

第15条の3 規則第28条の3の規定により配偶者同行休業をしている職員に対しては、給与を支給しない。㉔

2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業をしている職員の給与について必要な事項は、別に定める。㉔

(休職者の本給等)

第16条 規則第36条第1項の規定により休職を命ぜられた職員に対する当該休職期間中における本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住宅手当の月額、その職員が出勤したものとみなして計算した本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住宅手当の額に、それぞれ次の各号に掲げる区分による割合を乗じて得た額とする。⑥②

一 規則第36条第1項第1号に該当する場合にあっては100分の80（規則第37条第1項ただし書の規定により延長された期間中においては100分の60）

二 規則第36条第1項第2号に該当する場合で、休職期間が1年を超えないときにあつては100分の80、1年を超えるときにあつては、1年間は100分の80、その後は100分の60

三 規則第36条第1項第3号又は第4号に該当する場合にあっては、その都度定める割合

2 職責手当は、規則第36条第1項の規定により休職を命ぜられた後引き続き第8条第1項に規定する職にある職員には支給しない。

3 規則第36条第1項の規定により休職を命ぜられた職員で同項第4号に該当する者に対する当該休職期間中における単身赴任手当、特地勤務手当及び特種勤務手当に準ずる手当の月額は、その都度定める額とし、規則第36条第1項の規定により休職を命ぜられた職員で同項第1号、第2号又は第3号に該当する者に対しては、単身赴任手当、特地勤務手当及び特種勤務手当に準ずる手当を支給しない。⑫

(退職者等の本給等)

第17条 月の末日以外の日において規則第39条第4号に該当することにより解雇され、又は死亡した職員に対する当月分の本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、特種勤務手当及び特種勤務手当に準ずる手当は、その月の末日まで支給する。⑥⑫⑲⑳

2 月の末日以外の日において規則第31条第2項の規定により、若しくは規則第39条第1号から第3号までの一に該当することにより解雇され、規則第41条第1号若しくは第2号に該当することにより退職し、又は規則第54条の規定により免職の懲戒を受けた職員に対する当月分の本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、特種勤務手当及び特種勤務手当に準ずる手当にあっては解雇され、退職し、規則第42条、第43条若しくは第43条の2に定める期間が満了したことにより退職し、又は免職となった日まで支給する。⑥⑫⑲⑳㉑

(日割計算の方法)

第18条 本給、扶養手当、職責手当、地域手当、広域異動手当、特種勤務手当又は特種勤務手当に準ずる手当を支給する場合で月の初日から支給するとき以外るとき又はその月の末日まで支給するとき以外るときにおけるその月分の本給、扶養手当、職責手当、地域手当、広域異動手当、特種勤務手当又は特種勤務手当に準ずる手当の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の数（再雇用短時間勤務職員にあっては、これらの日に規則第8条第5項により定められた休日を加えた数）を差し引いた日数を基礎として、日割により計算する。⑥⑫⑯⑳

(時間外勤務手当及び深夜勤務手当)

第19条 時間外勤務手当は、規則第10条の規定により規則第6条に規定する勤務時間外の

時間若しくは同条第4項により別に定められた勤務時間外の時間若しくは規則第8条に規定する休日又は規則第11条の規定により定められた休日（以下「正規の勤務時間外」という。）に勤務することを命ぜられた職員に支給するものとし、その額は、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。⑧⑫⑬⑭

- 一 規則第8条に規定する休日又は規則第11条の規定に基づき定められた休日以外の日における勤務 100分の125
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 三 前2号にかかわらず、月の初日からその月の末日までの正規の勤務時間外に勤務した時間が60時間を超えてした勤務 100分の150
- 2 規則第21条の2第4項に基づく職員の給与の調整は、職員が受けた代替休暇（規則第21条の2第1項の規定により職員が受けられる休暇をいう。以下同じ。）の時間数に第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を当該代替休暇を取得した翌月の給与から控除することにより行う。⑬
- 3 規則第8条第2項又は第3項の規定により休日を他の日又は他の半日に振り替えた場合に、当該振り替える日に勤務した時間を含む当該日の属する週の勤務時間が規則第6条第1項に規定する勤務時間を超えることとなる職員には、当該振り替える日の1日又は半日の勤務をした時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。⑫⑬⑮
- 4 規則第11条の規定に基づき定められた休日を他の日又は他の半日に振り替えた場合に、当該振り替える日に勤務した時間を含む当該日の属する4週間を平均した1週間の勤務時間が規則第11条に基づき定められた勤務時間を超えることとなる職員には、当該振り替える1日又は半日に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。⑫⑬
- 5 再雇用短時間勤務職員が、規則第8条第5項に規定する休日以外の日において、規則第6条第4項により別に定められた勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における規則第6条第4項により別に定められた勤務時間との合計が、規則第6条第2項に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。⑫⑬
- 6 深夜勤務手当は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給するものとし、その額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。⑧⑫⑬
- 7 役付職員には、第1項から第4項までに規定する時間外勤務手当は支給しない。⑫⑬
（管理職員特別勤務手当）

第20条 管理職員特別勤務手当は、役付職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により規則第8条に定める休日又は規則第11条の規定により定められた休日（次項において「休日」という。）に勤務した場合に支給する。⑮

- 2 前項に規定する場合のほか、役付職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要によ

り休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。⑳

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。㉑

一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において別に定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。㉒

（特殊勤務手当）

第21条 特殊勤務手当の種類及び支給の内容は、別に定める。

（特地勤務手当）

第21条の2 生活の著しく不便な地に所在する事務所として別に定めるもの（以下「特地事務所」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。㉓

2 特地勤務手当の月額は、本給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内において別に定める。

（特地勤務手当に準ずる手当）

第21条の3 職員が異動等に伴って住居を移転した場合において、当該異動等の直後に勤務する事務所が特地事務所又は別に定めるこれに準ずる事務所に該当するときは、当該職員に特地勤務手当に準ずる手当を支給する。㉔

2 特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員の範囲、支給額その他特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（通勤手当）

第22条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。⑧

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロ

メートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑩⑭

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額。ただし、再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める者にあつては、別に定めるところにより、その額を減じるものとする。

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務する事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含

む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、国家公務員等であった者から引き続き別表第1に定める職員本給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、解雇及び退職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（業績手当）

第23条 業績手当は、原則として毎年7月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員に対し、その都度定める日に支給する。⑧

2 職員の業績手当の額は、次に掲げる額の合計額とする。⑥⑬⑯⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

一 それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本給、扶養手当、地域手当及び広

域異動手当の月額並びに本給、地域手当及び広域異動手当の月額に各等級に応じた別に定める割合を乗じて得た額（以下「加算額」という。）に別に定める支給割合を乗じて得た額に別に定める在職期間の割合を乗じて得た額

二 それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本給及び職責手当の月額並びに加算額に別に定める支給割合を乗じて得た額に別に定める勤務成績に応じた割合を乗じて得た額

3 前2項に定めるもののほか、業績手当に関し必要な事項は、別に定める。⑯⑰
（在勤手当）

第24条 在勤手当の種類及び支給の内容は、別に定める。⑦⑧
（勤務1時間当たりの給与額）

第25条 この規程における職員の勤務1時間当たりの給与額は、本給及び職責手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額並びに第21条の規定に基づき別に定められる特殊勤務手当のうち寒冷地手当の月額の合計額を、別に定める1年間における労働時間を12で除して得たもので除して得た額とする。⑥⑦⑧⑫⑬⑳

（端数の処理）

第26条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。⑦⑧

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から実施する。
- 2 水資源開発公団職員給与規程（水公規程昭和38年第12号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この規程の実施の日（以下「実施日」という。）における第4条第1項に規定する職員本給表に定める職員の等級は、原則として実施日の前日における旧規程により定められていたその者の等級と同一とし、その本給月額は、実施日の前日における旧規程により定められていたその者の本給月額を100分の106で除した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。以下「実施日の前日の本給月額」という。）と同じ額（同じ額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額）とする。
- 4 削除④
- 5 削除③⑤
- 6 水資源開発公団（以下「公団」という。）の主たる事務所（以下「公団本社」という。）の所在地を平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律（平成14年法律第57号）第3条の規定により変更した日（以下「公団本社の移転の日」という。）の前日、現に公団本社に勤務していた職員で、公団本社の移転の日以降引き続き公団本社に勤務し、公団の解散の際、現に公団本社に勤務し、引き続いて機構の職員となり機構の主たる事務所（以下「機構本社」という。）に勤務する者については、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、一定の期間（以下「特定期間」という。）、本給、扶養手当及び職責手当の月額の合計

額に100分の12を別表第4に定める埼玉県さいたま市の支給割合に至るまで別に定めるところにより段階的に引き下げた割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。⑥

7 特定期間において機構本社に新たに勤務することとなった者については、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、本給、扶養手当及び職責手当の月額合計額に100分の10を別表第4に定める埼玉県さいたま市の支給割合に至るまで段階的に引き下げた割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。⑥

8 第9条第1項に規定する事務所に勤務することとなった職員が、特定期間において機構本社へ異動した場合（当該職員が当該異動の日の前日に勤務していた事務所に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該期間における機構本社に係る前項の規定による地域手当の支給割合（以下この項において「機構本社の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に勤務していた事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に規定する割合をいい別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が機構本社の支給割合以下となるときは、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、本給、扶養手当及び職責手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間にさらに機構本社を異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。①⑥

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

9 附則第6項又は第7項の規定の適用を受ける職員が機構本社を異動した場合（当該職員が機構本社に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する事務所に係る地域手当の支給割合（第9条第2項に規定する割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が、機構本社に係る同項の規定による当該異動の日の地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に勤務する事務所が第9条第1項に規定する事務所に該当しないこととなるときは、当該職員には、前項ただし書又は次項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第9条第1項及び第2項又は前項若しくは次項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合以下になるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同

- じ。)、本給、扶養手当及び職責手当の月額合計額に当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間にさらに勤務する事務所を異にして異動した場合におけるその職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。①⑥
- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 機構本社に係る附則第6項又は第7項の規定による地域手当の支給割合(次号において「みなし特例支給割合」という。)
 - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)みなし特例支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 10 国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人(機構を除く。)その他これに準ずる法人で別に定めるものに使用される者(以下「国家公務員等」という。)であった者が、引き続き機構の職員となった場合において、任用の事情、当該勤務することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前2項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。⑥
- 11 公団解散の際、公団の職員として在職し、旧規程第8条の3の規定により特別都市手当を支給されていた職員で、引き続き機構の職員となった者については、同条に規定する職員たる要件を具備するに至った日から起算して3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの間、第9条又は前5項の規定にかかわらず、本給、扶養手当及び職責手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの間にさらに勤務する事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。①⑥
- 一 当該要件を具備するに至った日から3年を経過する日又は平成17年3月31日のいずれか早い日までの期間 旧規程第8条の3の規定により支給されていた特別都市手当の割合に100分の6を加えた支給割合
 - 二 当該要件を具備するに至った日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 旧規程第8条の3の規定により支給されていた特別都市手当の割合に100分の6を加えた支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 12 平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間における別表第1の5等級、6等級、7等級及び8等級の職員の第4条第1項に規定する本給の月額は、同項の規定にかかわらず、同表に定める本給表に掲げる定額に加算額を加えて得た額から、その額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。④
- 13 平成17年7月1日から平成20年3月31日までの間における職員の第4条第1項に規定する本給の月額は、同項の規定にかかわらず、別表第1に定める本給表に掲げる定額に

- 加算額を加えて得た額から、その額に次の各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、平成13年4月1日以降、規則第31条第1項に規定する新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）を除く。④⑥
- 一 平成17年7月1日から平成18年3月31日まで 100分の3
 - 二 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の4
 - 三 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の5
- 14 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における職員（次項及び第16項に規定する者を除く。）の第4条第1項に規定する本給の月額は、同項の規定にかかわらず、職員本給表に定める額から、その額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、平成25年4月1日以降、新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）を除く。⑫⑭⑯⑰⑱⑳
- 15 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）の第4条第1項に規定する本給の月額は、同項及び前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、職員本給表に定める額から、その額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。⑫⑭⑯⑰⑱⑳
- 16 平成15年4月1日から平成25年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）の第4条第1項に規定する本給の月額は、附則第14項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、職員本給表に定める額から、その額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。⑱㉑㉒
- 17 職員に対する平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間の第9条第2項に定める支給割合は、同項の規定にかかわらず、別表第4に定める支給割合に100分の20を乗じて得た割合を減じるものとする。⑯⑰⑱㉑
- 18 平成26年4月1日から令和7年3月31日までの間、第9条第3項及び第4項の規定にかかわらず、同項の規定は適用しない。ただし、国家公務員等であった者で平成26年4月1日以降、引き続き機構の職員となった者（独立行政法人水資源機構職員退職手当支給規程（水機規程平成15年度第13号）第15条に規定する国等の機関（以下「国等の機関」という。）に規則第35条に規定する出向を命ぜられ、機構を退職し、引き続いて国等の機関に在職した後引き続いて新たに機構の職員となった者を除く。）を除く。⑯⑱㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚
- 19 別表第1の6等級以上の職員（以下「特定職員」という。）に対する附則第14項の適用については、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、同項中「100分の5」とあるのは「100分の6.5」とする。⑰⑱㉒
- 20 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、平成13年4月1日以降に新たに職

- 員となった者（国家公務員であった者で引き続き機構の職員かとなった者を除く。）以外の者に対しては、第6条第1項の規定にかかわらず、同項の規定を適用しない。⑱
- 21 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、平成16年4月1日以降に新たに職員となった者（国家公務員であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）以外の者に対しては、第6条第1項の規定にかかわらず、同項の規定を適用しない。⑱
- 22 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における職員（再雇用職員を除く。以下第24項までにおいて同じ。）の第4条第1項に規定する本給の月額、同項及び附則第14項から第16項までの規定にかかわらず、附則第14項から第16項までの規定により得た額から、その額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。⑲
- | | |
|----------------------|-----------|
| 一 別表第1の1等級から2等級までの職員 | 100分の4.77 |
| 二 別表第1の3等級から6等級までの職員 | 100分の7.77 |
| 三 別表第1の7等級から8等級までの職員 | 100分の9.77 |
- 23 特例期間における再雇用職員の本給の月額は、第4条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額から、その額に100分の4.77を乗じて得た額を減じた額とする。⑲
- 24 平成24年7月1日を基準日として支給する業績手当の額は、第23条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額（以下この項において「基準額」という。）から、基準日における次の各号に掲げる職員及び再雇用職員にあっては、基準額に100分の2.8を乗じて得た額を減じた額とする。⑲
- | |
|---------------------------|
| 一 別表第1の3等級13号給から16号給までの職員 |
| 二 別表第1の4等級9号給から18号給までの職員 |
| 三 別表第1の5等級5号給から20号給までの職員 |
| 四 別表第1の6等級から8等級までの職員 |
- 25 特例期間における次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額を減じるものとする。⑲
- | | |
|--------|-------------------------|
| 一 職責手当 | 職責手当の月額に100分の10を乗じて得た額 |
| 二 業績手当 | 業績手当の額に100分の9.77を乗じて得た額 |
- 26 業績手当の算定については、附則第22項から第24項まで及び附則第25項第1号の規定は適用しない。⑲
- 27 附則第22項から第25項までの規定により給与の支給に当たって減じることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。⑲
- 28 平成24年12月1日を基準日として支給する業績手当の額は、第23条第2項の規程にかかわらず、同項の規程により算定される額（以下この項において「基準額」という。）から、基準日における次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、業績手当は支給しない。⑳
- | |
|--|
| 一 平成24年4月1日（同月2日から基準日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される別表第1の等級及び号給がそれぞれ次に掲げるものであるものからこれら |
|--|

の職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本給、扶養手当、職責手当、地域手当、住宅手当、単身赴任手当(第11条第2項に規定する別に定める額を除く。)、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の月額合計額に100分の0.31を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(このうち、別に定める期間がある場合は、当該月数から当該期間の属する月の数を減じた月数)を乗じて得た額

イ 別表第1の1等級及び2等級

ロ 別表第1の3等級1号給から12号給まで

ハ 別表第1の4等級1号給から8号給まで

ニ 別表第1の5等級1号給から4号給まで

二 平成24年7月1日において減額改定対象職員であつた者の附則第25項の規定により支給された業績手当の額に100分の0.31を乗じて得た額

29 前項の場合における附則第22項の規定の適用については、同項中「7月1日」とあるのは「4月1日」とする。⑳

30 附則第28項の規定により業績手当の支給に当たって減じることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。㉑

31 平成26年4月1日(以下この項及び次項において「切替日」という。)におけるその者が属する職員本給表に定める等級は、原則として、切替日の前日においてその者が属していたこの規程による改正前の独立行政法人水資源機構職員給与規程(水機規程平成15年度第12号)第4条第1項に規定する職員本給表(以下この項及び次項において「切替前の職員本給表」という。)に定められていた等級と同一の等級とする。㉒

32 切替日の前日において切替前の職員本給表の適用を受けていた職員の切替日における本給月額、切替前の職員本給表により定められていたその者の本給月額(以下この項において「旧本給月額」という。)を100分の106で除した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)と同額(職員本給表に同額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額)とする。ただし、次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める額とする。㉓

一 切替前の職員本給表の1等級1号給から10号給までの職員及び切替前の職員本給表の2等級1号給から4号給までの職員 旧本給月額と同額(職員本給表に同額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額)

二 切替前の職員本給表の2等級5号給の職員 旧本給月額を100分の101で除した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)と同額(職員本給表に同額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額)

三 切替前の職員本給表の2等級6号給の職員 旧本給月額を100分の103で除した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)と同額(職員本給表に同額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額)

四 切替前の職員本給表の2等級7号給の職員 旧本給月額を100分の105で除した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)と同額(職員本給表

- に同額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額)
- 五 切替前の職員本給表の3等級3号給の職員 旧本給月額を100分の102で除した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)と同額(職員本給表に同額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額)
- 六 切替前の職員本給表の3等級4号給の職員 旧本給月額を100分の104で除した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)と同額(職員本給表に同額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額)
- 33 職員が平成26年4月1日に昇格した場合における第6条第4項の適用については、同項中「昇格した前日」とあるのは、「平成26年4月1日」とする。㉔
- 34 職員が平成26年4月1日に降格した場合における第6条第5項の適用については、同項中「降格した前日」とあるのは、「平成26年4月1日」とする。㉔
- 35 平成26年4月1日から同年7月31日までの間における第4条第1項に定める職員の本給は、理事長が別に定めるところにより、当該職員の勤務成績に応じ、それを増額し、又は減額することができる。㉔
- 36 第9条の2の規定は、平成23年4月2日から平成26年3月31日までの間に職員がその勤務する事務所を異にして異動した場合又は職員の勤務する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成26年4月1日から当該異動等の日以後」とする。㉔
- 37 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第4条第1項及び独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成26年度第37号。以下この項において「平成26年度改正規程」という。)附則第2項の規定により支給する本給の月額、第4条第1項及び平成26年度改正規程附則第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を減じた額とする。㉔㉕
- 一 平成14年3月31日以前に新たに職員となった者及び国家公務員等であった者で引き続き職員となった者 第4条第1項及び平成26年度改正規程附則第2項の規定により支給する本給の月額に100分の5(特定職員にあっては、55歳に達した日後の最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後の最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、100分の6.5)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 二 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新たに職員となった者(国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。) 第4条第1項及び平成26年度改正規程附則第2項の規定により支給する本給の月額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 三 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に新たに職員となった者(国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。) 第4条第1項及び平成26年度改正規程附則第2項の規定により支給する本給の月額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 四 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新たに職員となった者(国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。) 第4条第1項及び平成26年度改正規程附則第2項の規定により支給する本給の月額に100分の2を乗じて得た額

(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

五 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新たに職員となった者(国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。) 第4条第1項及び平成26年度改正規程附則第2項の規定により支給する本給の月額に100分の1を乗じて得た額
(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

38 第9条第3項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び平成28年3月31日において第9条第1項の規定の適用を受けている職員が平成28年4月1日にその勤務する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する第9条第3項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する事務所に勤務する」とあるのは、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成27年度39号)による改正前の別表第4に定める地域に所在する事務所に勤務する」とする。㊸

39 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成28年度第22号)による改正後の規程(以下「平成28年度改正規程」という。)第7条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、平成28年度改正規程第7条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(職員本給表の適用を受ける職員でその等級が8等級であるもの(以下「8等級職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、第5項中「扶養親族(9等級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、9等級以上職員から9等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(9等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、第6項中「扶養親族(9等級以上職員にあつ

ては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9等級以上職員から9等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9等級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「9等級以上職員以外の職員から9等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9等級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「職員の扶養親族」と、第7項中「第1号、第3号又は第4号」とあるのは「第1号又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号」と、「第2号及び第5号から第7号までのいずれか」とあるのは「第2号若しくは第7号又は扶養手当を受けている職員について第5項第4号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（9等級以上職員あつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。③〇

- 40 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、平成28年度改正規程第7条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、平成28年度改正規程第7条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（職員本給表の適用を受ける職員でその等級が8等級であるもの（以下「8等級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは、「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9等級以上職員から9等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合9等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び9等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

と、「なった日、9等級以上職員から9等級以上職員以外の職員になった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9等級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「9等級以上職員以外の職員から9等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9等級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「職員の扶養親族」と、第7項中「第1号、第3号又は第4号」とあるのは「第1号」と、「第2号及び第5号から第7号までのいずれか」とあるのは「第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第二号中「扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。③〇

- 41 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、平成28年度改正規程第7条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、平成28年度改正規程第7条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8等級」とあるのは「が8等級以上」と、「8等級職員」とあるのは「8等級以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9等級以上職員から9等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び9等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9等級以上職員から9等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9等級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「9等級以上職員以外の職員から9等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9等級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「職員の扶養親族」と、第7項中「第1号、第3号又は第4号」とあるのは「第1号又は第4号」と、「第2号及び第5号から第7号のいずれか」とあるのは「第2号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。③〇

- 42 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間における第4条第1項及び独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程（水機規程平成16年度第50号。以下この項において「地域勤務規程」という。）第5条の規定により支給する本給の月額、第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を減じた額とする。⑳㉑㉒㉓㉔
- 一 平成14年3月31日以前に新たに職員となった者及び国家公務員等であった者で引き続き職員となった者 第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
 - 二 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。） 第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
 - 三 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。） 第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
 - 四 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。） 第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
 - 五 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。） 第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 43 令和6年4月2日から令和7年4月1日までの間に60歳又は61歳に達する者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。）については、附則第51項の規定は、適用しない。㉕㉖㉗㉘㉙㉚
- 44 第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、成田国際空港の区域に所在する事務所に勤務する職員には、本給、扶養手当及び職責手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た額の地域手当を支給する。㉛
- 45 職員の本給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以降、当該職員に適用される職員本給表の本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上の100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。㉜
- 46 前項の規定は、独立行政法人水資源機構役職定年に関する規程（水機規程令和4年度第34号。以下「役職定年規程」という。）第4条の規定により、特定日以降も引き続き管理職等（役職定年規程第2条第1項第1号に規定する管理職等をいう。以下同じ。）を占める職員には適用しない。㉝
- 47 役職定年規程第3条の規定により、管理職から管理職以外の職に降職した職員であっ

て、特定日に附則第45項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下この項において「特定日本給月額」という。）が、特定日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上の100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、附則第45項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。④

48 前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が、当該職員の属する等級における最高の号給の本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中、「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員の属する等級における最高の号給の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。④

49 附則第47項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当該職員の受ける本給月額のほか、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。④

50 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における職員の第4条第1項及び独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程（水機規程平成16年度第50号。以下この項において「地域勤務規程」という。）第5条の規定により支給する本給の月額は、第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定にかかわらず、第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、平成14年4月1日以降に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。）を除く。④

51 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における職員の第4条第1項及び独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程（水機規程平成16年度第50号。以下この項において「地域勤務規程」という。）第5条の規定により支給する本給の月額は、第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定にかかわらず、第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、平成14年4月1日以降に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。）を除く。④

附 則 ①

1 この規程は、平成15年12月18日から実施する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から実施する。

一 第7条、第10条、別表第1及び別表第2の改正規定 平成16年1月1日

二 第9条、附則第8項、第9項及び第10項の改正規定 平成16年4月1日

2 平成15年12月1日に在職する職員に対し支給する業績手当（以下「12月期業績手当」という。）の額は、第22条第2項の規定にかかわらず、この規程により算定される12月期業績手当の額（以下この項において「基準額」という。）から第1号及び第2号に掲げる額（水資源開発公団（以下「公団」という。）の職員として在職した職員について

は、次の各号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期業績手当は支給しない。

一 平成15年10月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において、職員が受けるべき本給、扶養手当、職責手当、調整手当、住宅手当、単身赴任手当(第11条第2項に規定する別に定める額を除く。)及び独立行政法人水資源機構特殊勤務手当に関する規程(水機規程平成15年度第24号第2条第1号に規定する現場勤務手当のうち同規程第3条第2項の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年10月から12月までの月数(同年10月1日から12月31日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 基準額に100分の1.07を乗じて得た額

三 平成15年4月1日(同月2日から同年9月30日までの間に新たに公団の職員となった者にあつては、新たに公団の職員となった日)において、この規程による改正前の独立行政法人水資源機構職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)附則第2項の規定による廃止前の水資源開発公団職員給与規程(以下「旧規程」という。)の規定により、公団の職員が受けるべき本給、扶養手当、役職手当、特別都市手当、住宅手当及び単身赴任手当(旧規程第8条の5第2項に規定する別に定める額を除く)の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から9月までの月数(同年4月1日から9月30日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

四 公団において、旧規程の規定により平成15年の夏季に支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

- 3 前項に定めるもののほか、12月期業績手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 この規程による第9条改正規定の実施の際現に改正前の規程第9条の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第9条の適用については、第9条第3項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に勤務していた事務所に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「いい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と「2年を経過する日」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第4項中「前項」とあるのは「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成15年度第44号)附則第4項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

- 5 この規程による附則第8項及び第9項の改正規定の実施の際現に改正前の規程附則第8項及び第9項の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する改正後の規程附則第8項及び第9項の適用については、附則第8項中「場合（当該職員が当該異動の日の前日に勤務していた事務所に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、「当該異動の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と「2年を経過する日」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、附則第9項中「場合（当該職員が機構本社に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、附則第10項中「前2項」とあるのは「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成15年度第44号）附則第5項の規定により読み替えて適用される前2項」とする。

附 則 ②

この規程は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 ③

- 1 この規程は、平成16年7月1日から実施する。
- 2 この規程の実施する日（以下「実施日」という。）の前日において別表第1に定める本給表（以下「本給表」という。）の等級が、6等級、7等級又は8等級である職員の実施日における本給表の号給は別に定める。

附 則 ④

- 1 この規程は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 ⑤

- 1 この規程は、平成17年12月1日から実施する。
- 2 平成17年12月1日に在職する職員に対し支給する業績手当（以下「12月期業績手当」という。）の額は、第22条第2項の規定にかかわらず、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定により算定される12月期業績手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期業績手当は支給しない。
 - 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において、職員が受けるべき本給、扶養手当、職責手当、調整手当、住宅手当、単身赴任手当（第11条第2項に規定する別に定める額を除く。）及び独立行政法人水資源機構特殊勤務手当に関する規程（水機規程平成15年度第24号）第2条第1号に規定する現場勤務手当のうち同規程第3条第2項の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月ま

での月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成17年7月に支給された業績手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

3 前項に定めるもののほか、12月期業績手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 ⑥

1 この規程は、平成18年4月1日から実施する。

2 次の各号に掲げる期間の間に在職する職員（平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で、機構職員となった者を除く。以下「平成13年度以降採用職員」という。）を除く。）に対し支給する本給の月額、第4条第1項及び附則第13項の規定にかかわらず、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定による職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定後の本給月額」という。）が改正前の独立行政法人水資源機構職員給与規程を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定前の本給月額」という。）に達しないこととなる場合には、改定後の本給月額に改定前の本給月額と改定後の本給月額の差額に相当する額を加えて得た額（以下「みなし本給月額」という。）から、みなし本給月額に次の各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

一 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の4

二 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の5

3 独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度33号）の施行の際現に改正前の規程第9条第3項、附則第8項及び第9項の規定の適用を受けている職員及び平成18年3月31日において改正前の規程第9条第1項、第2項、附則第6項及び第7項の規定の適用を受けている職員が平成18年4月1日にその勤務する地域を異にして異動した場合における当該職員については、次の表の規定の欄に掲げる規定を適用するときは、これらの規定中同表の読み替えられる字句の欄に掲げる字句は、同表の読み替える字句の欄に掲げる字句に読み替えるものとする。⑩

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条 第3項	第1項に規定する地域に勤務する	独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度33号。以下「平成17年度33号改正規程という」）による改正前の別表第4に定める地域に勤務する
	当該異動等の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（前項に規定する	当該異動等の日の前日に勤務していた地域に係る調整手当の支給割合（平成17年度33号改正規程による改正前の別表第4に定め

	割合	る支給割合
附則 第8項	第1項に規定する地域に勤務する	平成17年度33号改正規程による改正前の別表第4に定める地域に勤務する
	当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項に規定する割合）	当該異動等の日の前日に勤務していた地域に係る調整手当の支給割合（平成17年度33号改正規程による改正前の別表第4に定める支給割合）

附 則 ⑦

この規程は、平成18年6月1日から実施する。

附 則 ⑧

この規程は、平成19年3月1日から実施する。

附 則 ⑨

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 ⑩

この規程は、平成19年7月1日から実施する。

附 則 ⑪

- 1 この規程は、平成19年12月7日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に在職する職員（平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で、機構職員となった者を除く。以下「平成13年度以降採用職員」という。）を除く。）に対し支給する本給の月額を、第4条第1項、附則第13項及び独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第33号。以下「平成17年度第33号改正規程」という。）附則第2項の規定にかかわらず、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定による職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定後の本給月額」という。）が独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定前の本給月額」という。）に達しないこととなる場合には、改定後の本給月額に改定前の本給月額と改定後の本給月額の差額に相当する額を加えて得た額（以下「みなし本給月額」という。）から、みなし本給月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- 3 平成19年4月1日以降において、平成18年3月31日に属していた等級（以下「基準等級」という。）より下位の等級に降格をした職員に対する第2項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定前の本給月額」という。）」とあるのは「平成13年3月31日におい

て当該降格後の等級に降格したものとした場合（平成18年3月31日以降に、基準等級より下位の等級への降格を2回以上した場合にあっては、平成18年3月31日にそれらの降格を順次したものとした場合）に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定前の本給月額」という。）とする。⑫

- 4 平成18年3月31日以前を含む期間に係る規則第36条第1項の規定による休職を命ぜられ、規則第35条の規定による出向を命ぜられ、規則第25条の規程による育児休業をし、又は規則第22条に定める介護休暇若しくは傷病による欠勤のため引き続き勤務していなかった職員が、平成19年4月1日以降に復職し、復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、別に定めるところにより本給月額の調整をした当該職員に対する第2項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定前の本給月額」という。）」とあるのは「平成18年3月31日に、別に定めるところにより本給月額の調整をしたものとした場合に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定前の本給月額」という。）」とする。⑫
- 5 国家公務員等であった者で平成19年4月1日以降、引き続き機構の職員となった者に対する第2項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定前の本給月額」という。）」とあるのは「平成18年3月31日に機構の職員となったものとみなして独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定前の本給月額」という。）」とする。⑫
- 6 平成19年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間にこの規程による改正前の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定に基づいて職員に支払われた給与は、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。⑫

附 則 ⑫

- 1 この規程は、平成20年4月1日から実施する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）第19条第2項及び第3項の規定は、平成20年1月1日から適用する。⑬
- 2 平成20年4月1日から平成21年11月30日までの間に在職する職員（平成13年4月1日から平成21年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）を除く。）に対し支給する本給の月額は、この規程による改正後の給与規程第4条第1項及び附則第14項の規定にかかわらず、独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成19年度第19号）の規定による職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（この項において「改定後の本

給月額」という。)が独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成17年度第16号)を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額(この項において「改定前の本給月額」という。)に達しないこととなる場合には、改定後の本給月額に改定前の本給月額と改定後の本給月額の差額に相当する額を加えて得た額(この項において下「みなし本給月額」という。)から、みなし本給月額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。⑭⑮⑯⑰

- 3 平成21年12月1日から平成22年11月30日までの間における職員(平成13年4月1日から平成22年11月30日までの間に新たに職員となった者(国家公務員であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。)を除く。)の給与規程第4条第1項に規定する本給の月額は、この規程による改正後の給与規程第4条第1項及び附則第14項の規定にかかわらず、独立行政法人水資源機構職員給与規程、独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程及び独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程(水機規程平成21年度第16号)の規定による職員本給表に定める定額に加算額を加えた額(以下「平成21年度改定後の本給月額」という。)が独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成17年度第16号)を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.76を乗じて得た額(以下「平成21年度調整本給月額」という。)に達しないこととなる場合には、平成21年度改定後の本給月額に平成21年度調整本給月額と平成21年度改定後の本給月額の差額に相当する額を加えて得た額(以下「平成21年度みなし本給月額」という。)から、平成21年度みなし本給月額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。⑭⑮⑯⑰

- 4 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間における職員(平成13年4月1日から平成23年3月31日までの間に新たに職員となった者(国家公務員であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。)を除く。)の給与規程第4条第1項に規定する本給の月額は、この規程による改正後の給与規程第4条第1項及び附則第14項の規定にかかわらず、独立行政法人水資源機構職員給与規程等の一部を改正する規程(水機規程平成22年度第21号)の規定による職員本給表に定める定額に加算額を加えた額(以下「平成22年度改定後の本給月額」という。)が独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成17年度第16号)を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額(以下「平成22年度調整本給月額」という。)に達しないこととなる場合には、平成22年度改定後の本給月額に平成22年度調整本給月額と平成22年度改定後の本給月額の差額に相当する額を加えて得た額(以下「平成22年度みなし本給月額」という。)から、平成22年度みなし本給月額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。⑰

- 5 平成20年4月1日以降において、平成18年3月31日に属していた等級(以下「基準等級」という。)より下位の等級に降格をした職員に対する前項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成17年度第16号)

を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）とあるのは、「平成18年3月31日において当該降格後の等級に降格したものとした場合（平成18年3月31日以降に、基準等級より下位の等級への降格を2回以上した場合にあっては、平成18年3月31日にそれらの降格を順次したものとした場合）に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）とする。⑰

- 6 平成18年3月31日以前を含む期間に係る規則第36条第1項の規定による休職を命ぜられ、規則第35条の規定による出向を命ぜられ、規則第25条の規定による育児休業をし、又は規則第22条に定める介護休暇若しくは傷病による欠勤のため引き続き勤務していなかった職員が、平成20年4月1日以降に復職し、復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、別に定めるところにより本給月額の調整をした当該職員に対する附則第4項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）とあるのは、「平成18年3月31日に、別に定めるところにより本給月額の調整をしたものとした場合に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）とする。⑰
- 7 国家公務員等であった者で平成20年4月1日以降、引き続き機構の職員となった者に対する附則第4項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）とあるのは、「平成18年3月31日に機構の職員となったものとみなして独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）とする。⑰
- 8 独立行政法人水資源機構職員給与規程別表第1の6等級、7等級及び8等級の職員（以下「特定職員」という。）に対する附則第4項の適用については、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、同項中、「100分の5」とあるのは「100分の6.5」とする。⑰
- 9 平成23年4月1日以降における職員（平成13年4月1日から平成24年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）を除く。）の本給の月額は、平成22年度改定後の本給月額が平成22年度調整本給月額に達しないこととなる場合には、平成22年度みなし本給月額から平成22年度みな

し本給月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。⑭⑮⑯⑰

- 10 平成20年1月1日からこの規程の制定の日の前日までの間にこの規程による改正前の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定に基づいて職員に支払われた給与は、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。⑮⑰

附 則 ⑬

この規程は、平成20年7月1日から実施する。

附 則 ⑭

- 1 この規程は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間は、独立行政法人水資源機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第8条第1項に規定する職責手当は、この規程による改正後の給与規程第8条第1項の規定に関わらず、独立行政法人水資源機構就業規則（平成15年度水機規程第11号）第9条に定める職にある職員のほか、本社の秘書役、監査役、参事役、室長補佐及び課長補佐並びに総合技術センターのチーフの職にある職員に対し、支給するものとして給与規程を適用する。

附 則 ⑮

この規程は、平成21年12月1日から実施する。

附 則 ⑯

この規程は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 ⑰

- 1 この規程は、平成22年12月1日から実施する。
- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対するこの規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号）附則第18項の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人水資源機構職員給与規程等の一部を改正する規程（水機規程平成22年度第21号）の実施の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対するこの規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成19年度第41号）附則第8項の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人水資源機構職員給与規程等の一部を改正する規程（水機規程平成22年度第21号）の実施の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則 ⑱

- 1 この規程は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における職員（平成13年4月1日から平成24年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）を除く。）の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）第4条第1項に規定する本給の月額、この規程による改正後の給与規程第4条第1項及び附則第14項の規定にか

かわらず、職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「平成23年度本給月額」という。）が独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）に達しないこととなる場合には、平成23年度本給月額に平成22年度調整本給月額と平成23年度本給月額の差額からその差額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額を加えて得た額（以下「平成23年度みなし本給月額」という。）から、平成23年度みなし本給月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- 3 平成23年4月1日以降において、平成18年3月31日に属していた等級（以下「基準等級」という。）より下位の等級に降格をした職員に対する前項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）」とあるのは、「平成18年3月31日において当該降格後の等級に降格したものとした場合（平成18年3月31日以降に、基準等級より下位の等級への降格を2回以上した場合にあっては、平成18年3月31日にそれらの降格を順次したものとした場合）に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日においてうけることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）」とする。
- 4 平成18年3月31日以前を含む期間に係る規則第36条第1項の規定による休職を命ぜられ、規則第35条の規定による出向を命ぜられ、規則第25条の規定による育児休業をし、又は規則第22条に定める介護休暇若しくは傷病による欠勤のため引き続き勤務していなかった職員が、平成23年4月1日以降に復職し、復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、別に定めるところにより本給月額の調整をした当該職員に対する附則第2項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）」とあるのは、「平成18年3月31日に、別に定めるところにより本給月額の調整をしたものとした場合に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）」とする。
- 5 国家公務員等であった者で平成23年4月1日以降、引き続き機構の職員となった者に対する附則第2項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）」とあるのは、「平成18年3月31日に機構の職

員となったものとみなして独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）とする。

- 6 給与規程別表第1の6等級、7等級及び8等級の職員（以下「特定職員」という。）に対する附則第2項の適用については、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、同項中、「100分の5」とあるのは「100分の6.5」とする。

附 則 ⑰

この規程は、平成23年7月1日から実施する。

附 則 ⑱

この規程は、平成24年12月1日から実施する。

附 則 ㉑

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 ㉒

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 ㉓

この規程は、平成26年7月1日から実施する。

附 則 ㉔

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 ㉕

この規程は、平成27年1月1日から実施する。

附 則 ㉖

- 1 この規程は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き規程別表第1に定める独立行政法人水資源機構職員本給表（以下「職員本給表」という。）の適用を受ける独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の職員（以下単に「職員」という。）及び別表第2に定める独立行政法人水資源機構再雇用職員本給表の適用を受ける機構の職員で、この規程の実施後において、その者の受ける本給（独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程（水機規程平成16年度第50号）第5条の規定の適用を受ける職員の本給を含む。以下同じ。）の月額が同日において受けていた本給の月額に達しないこととなるものには、切替日から平成30年3月31日までの間、本給の月額のほか、その差額に相当する額を本給の月額として支給する。
- 3 切替日から平成28年3月31日までの間における前項の規定により支給する本給の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を減じた額とする。
- 一 平成14年3月31日以前に新たに職員となった者及び国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人（機構を除く。）その他これに準ずる法人で別に定めるものに使用される者（以下「国家

公務員等」という。)であった者で引き続き職員となった者 前項の規定により支給する本給の月額に100分の5(職員本給表の6等級以上の職員(以下「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後の最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、100分の6.5)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

二 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新たに職員となった者(国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。) 前項の規定により支給する本給の月額に100分の4(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

三 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に新たに職員となった者(国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。) 前項の規定により支給する本給の月額に100分の3(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

四 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に新たに職員となった者(国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。) 前項の規定により支給する本給の月額に100分の2(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

五 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に新たに職員となった者(国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。) 前項の規定により支給する本給の月額に100分の1(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

4 第1条の規定の実施の際現に規程第9条第3項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第1条の規定による改正前の規程第9条第1項の規定の適用を受けている職員が切替日にその勤務する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する地域に勤務する」とあるのは、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成21年度30号)による改正前の別表第4に定める地域に勤務する」とする。

5 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する規程第9条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

6 切替日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する規程第9条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

7 切替日から平成28年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の規程第11条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。㊸

附 則 ㊸

1 この規程は、平成28年1月1日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）は平成27年4月1日から適用する。

2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 ㉘

この規程は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 ㉙

1 この規程は、平成28年12月1日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）は平成28年4月1日から適用する。

2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 ㉚

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 ㉛

1 この規程は、平成29年12月1日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）は平成29年4月1日から適用する。

2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 ㉜

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 ㉝

1 この規程は、平成30年12月1日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）は平成30年4月1日から適用する。

2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 ㉞

この規程は、平成31年4月1日から実施する。

附 則 ㉟

この規程は、令和元年12月1日から実施する。

附 則 ㊱

1 この規程は、令和元年12月1日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）は平

成31年4月1日から適用する。

- 2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 ⑳

- 1 この規程は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 令和2年4月1日（以下「実施日」という。）の前日において、この規程による改正前の給与規程第10条の規定により支給されていた住宅手当の月額が2,000円を超える職員であって、実施日以後においても引き続き当該住宅手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては、実施日から令和3年3月31日までの間、この規程による改正後の給与規程第10条の規定にかかわらず、当該住宅手当の月額に相当する額（当該住宅手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住宅手当を支給する。
 - 一 この規程による改正後の給与規程第10条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - 二 旧手当額からこの規程による改正後の給与規程第10条第2項の規定により算出される住宅手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住宅手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 ㉑

この規程は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 ㉒

この規程は、令和4年4月1日から実施する。

附 則 ㉓

- 1 この規程は、令和4年12月1日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）は令和4年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 ㉔

この規程は、令和5年4月1日から実施する。

附 則 ㉕

- 1 この規程は、令和5年12月1日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）は令和5年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみ

なす。

附 則 ⑬

この規程は、令和6年4月1日から実施する。

別表第1(第4条第1項関係)①③⑤⑥⑪⑮⑰⑲⑳㉑㉒㉔㉖㉗㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲

独立行政法人水資源機構職員本給表

等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	170,300	218,400	253,000	285,200	310,200	339,300	383,800	430,900	482,900	549,300
2	171,400	220,200	254,600	286,900	312,400	341,600	386,600	433,400	486,200	552,300
3	172,700	222,000	256,000	288,500	314,500	343,900	389,100	436,000	489,300	555,600
4	173,800	223,600	257,500	290,200	316,500	346,000	391,600	438,500	492,500	558,900
5	175,000	225,200	258,800	291,700	318,400	348,100	393,600	440,500	495,600	562,100
6	176,100	227,100	260,400	293,500	320,300	350,200	396,200	442,700	498,800	564,500
7	177,300	228,800	262,000	295,400	322,000	352,200	398,600	444,900	501,900	567,200
8	178,400	230,600	263,500	297,300	323,700	354,200	401,300	447,200	505,200	569,700
9	179,500	232,200	264,600	299,100	325,300	356,200	403,800	449,200	508,000	572,200
10	181,000	233,800	266,100	301,100	327,600	358,300	406,500	451,400	511,300	574,100
11	182,300	235,400	267,700	303,000	330,000	360,400	409,200	453,600	514,400	576,000
12	183,700	236,900	269,100	304,900	332,100	362,500	412,000	455,600	517,700	578,000
13	185,000	238,200	270,400	306,800	334,200	364,400	414,400	457,400	520,500	579,800
14	186,500	239,700	271,700	308,400	336,300	366,500	416,800	459,300	522,900	581,200
15	188,100	241,100	272,900	309,900	338,300	368,500	419,100	461,300	525,400	582,600
16	189,800	242,600	274,200	311,400	340,200	370,500	421,500	463,300	527,800	583,700
17	190,900	244,100	275,500	312,900	342,200	372,300	423,400	465,200	529,900	585,100
18	192,400	245,700	276,800	315,000	344,300	374,400	425,400	467,100	531,300	586,200
19	193,900	247,300	278,200	317,100	346,300	376,300	427,400	469,000	532,900	587,100
20	195,300	248,800	279,600	319,000	348,300	378,300	429,300	470,800	534,400	588,000
21	196,700	250,100	281,000	320,800	350,100	380,300	431,200	472,700	535,700	589,000
22	199,100	251,700	282,600	322,800	352,200	382,200	433,100	474,200	537,100	
23	201,400	253,300	284,300	324,800	354,300	384,200	435,000	475,700	538,700	
24	203,700	254,800	285,900	326,700	356,300	386,200	436,800	477,300	540,300	
25	206,100	255,800	287,500	328,500	357,800	388,200	438,500	478,700	541,400	
26	207,800	257,400	289,300	330,600	359,800	390,200	440,100	480,100	542,600	
27	209,400	258,800	291,000	332,700	361,800	392,200	441,700	481,500	543,800	
28	211,000	260,000	292,700	334,700	363,800	394,200	443,300	482,700	545,100	
29	212,600	261,200	294,400	336,500	365,400	395,800	444,800	483,800	546,200	
30	214,000	262,200	295,900	338,600	367,400	397,700	446,200	484,500	547,100	
31	215,500	263,200	297,500	340,700	369,300	399,600	447,600	485,400	548,000	
32	217,000	264,100	299,100	342,800	371,200	401,300	448,800	486,100	549,000	
33	218,400	265,100	300,200	344,000	373,100	403,000	450,100	486,800	549,800	
34	219,800	266,000	301,900	346,100	375,000	404,500	451,400	487,700	550,800	
35	221,200	266,900	303,500	348,100	376,800	406,000	452,800	488,400	551,500	
36	222,500	267,700	305,100	350,200	378,600	407,400	454,100	489,000	552,000	
37	223,900	268,400	306,500	352,200	380,000	408,900	455,300	489,600	552,800	
38	225,200	269,600	308,200	354,200	381,400	410,200	456,200	490,200	553,400	
39	226,400	270,800	309,900	356,200	382,800	411,400	457,000	490,800	554,200	
40	227,600	272,000	311,600	358,200	384,200	412,500	457,800	491,400	554,900	
41	228,700	273,300	313,200	360,100	385,400	413,600	458,500	492,000	555,400	
42	229,900	274,500	314,800	362,100	386,300	414,900	459,200	492,500		
43	230,900	275,700	316,400	364,000	387,400	416,100	459,900	492,900		
44	232,000	276,800	318,000	365,900	388,500	417,200	460,700	493,200		
45	232,900	278,000	319,700	367,400	389,400	417,900	461,500	493,500		
46	233,900	279,100	321,300	368,900	390,300	418,700	462,400	493,800		
47	234,800	280,300	323,000	370,400	391,300	419,400	462,800	494,200		
48	235,800	281,300	324,600	372,000	392,100	420,200	463,500	494,600		

49	236,700	282,400	325,500	373,500	393,000	420,800	464,000	495,000		
50	237,700	283,400	327,100	374,400	393,800	421,400	464,500	495,400		
51	238,600	284,500	328,700	375,400	394,600	421,900	464,900	495,800		
52	239,600	285,400	330,400	376,500	395,400	422,400	465,300	496,200		
53	240,400	286,400	332,100	377,400	396,100	422,800	465,700	496,600		
54	241,300	287,300	333,700	378,600	396,800	423,100	466,100	497,000		
55	242,300	288,300	335,300	379,500	397,600	423,400	466,600	497,400		
56	243,100	289,200	336,900	380,600	398,300	423,700	466,900	497,800		
57	243,400	290,200	338,400	381,500	398,800	424,000	467,200	498,200		
58	244,300	291,100	339,600	382,200	399,500	424,400	467,600	498,600		
59	245,000	292,100	340,800	383,000	400,100	424,700	467,900	499,000		
60	245,600	293,000	341,900	383,600	400,800	425,000	468,200	499,400		
61	246,300	294,000	342,700	384,000	401,300	425,300	468,600	499,800		
62	247,000	295,100	343,600	384,700	402,000	425,600	468,900	500,200		
63	247,600	296,000	344,400	385,400	402,600	425,900	469,300	500,600		
64	248,200	297,000	345,300	386,100	403,200	426,200	469,700	501,000		
65	248,700	297,500	346,100	386,400	403,700	426,600	470,100	501,400		
66	249,200	298,200	346,500	387,200	404,300	426,900	470,500			
67	249,700	299,000	347,200	387,900	404,900	427,200	470,900			
68	250,400	299,900	347,900	388,500	405,600	427,500	471,300			
69	250,900	301,000	348,800	388,900	406,000	427,700	471,700			
70	251,400	301,800	349,500	389,500	406,500	428,000	472,100			
71	251,900	302,700	350,200	390,200	407,000	428,300	472,500			
72	252,500	303,500	350,900	390,900	407,700	428,600	472,900			
73	253,000	304,200	351,400	391,200	408,000	428,800	473,300			
74	253,500	304,800	352,000	391,800	408,400	429,100	473,700			
75	253,900	305,200	352,500	392,500	408,800	429,400	474,100			
76	254,500	305,600	353,200	393,200	409,200	429,600	474,500			
77	255,000	305,800	353,500	393,600	409,500	429,800	474,900			
78	255,500	306,100	354,000	394,100	409,900	430,100	475,300			
79	256,000	306,300	354,400	394,700	410,200	430,400	475,700			
80	256,600	306,600	354,800	395,300	410,400	430,700	476,100			
81	257,000	306,900	355,300	395,800	410,600	430,900	476,500			
82	257,500	307,100	355,800	396,400	410,900	431,200	476,900			
83	257,900	307,400	356,300	396,900	411,200	431,500	477,300			
84	258,300	307,600	356,800	397,300	411,400	431,700	477,700			
85	258,800	307,900	357,200	397,700	411,600	431,900	478,100			
86	259,200	308,200	357,600	398,200	412,000	432,100	478,500			
87	259,600	308,500	358,100	398,600	412,300	432,400	478,900			
88	260,000	308,900	358,500	399,000	412,500	432,700	479,300			
89	260,400	309,200	358,800	399,500	412,700	433,000	479,700			
90	261,000	309,600	359,300	400,000	413,000	433,300	480,100			
91	261,300	309,900	359,800	400,400	413,300	433,600	480,500			
92	261,600	310,300	360,200	400,800	413,500	433,900				
93	261,900	310,500	360,400	401,100	413,700	434,200				
94		310,700	360,800	401,400	413,900	434,500				
95		311,100	361,400	401,700	414,100	434,800				
96		311,500	361,800	402,100	414,400	435,100				

97		311,700	362,000	402,500	414,700	435,400				
98		312,000	362,400	402,900	415,000	435,700				
99		312,400	362,800	403,300	415,300	436,000				
100		312,800	363,100	403,700	415,600	436,300				
101		313,100	363,500	404,100	415,900	436,600				
102		313,400	363,900	404,500	416,200	436,900				
103		313,800	364,300	404,900	416,500	437,200				
104		314,100	364,700	405,300	416,800	437,500				
105		314,300	365,200	405,700	417,100	437,800				
106		314,600	365,700	406,100	417,400	438,100				
107		315,000	366,100	406,500	417,700	438,400				
108		315,400	366,500	406,900	418,000	438,700				
109		315,600	367,000	407,300	418,300	439,000				
110		316,000	367,400	407,700	418,600	439,300				
111		316,400	367,800	408,100	418,900	439,600				
112		316,700	368,100	408,500	419,200	439,900				
113		316,900	368,600	408,900	419,500	440,200				
114		317,100		409,300	419,800	440,500				
115		317,500		409,700	420,100	440,800				
116		317,900		410,100	420,400	441,100				
117		318,100		410,500	420,700	441,400				
118		318,300		410,900	421,000	441,700				
119		318,600		411,300	421,300	442,000				
120		318,900		411,700	421,600	442,300				
121		319,400		412,100	421,900	442,600				
122		319,600		412,500	422,200	442,900				
123		319,900			422,500	443,200				
124		320,200			422,800	443,500				
125		320,500			423,100	443,800				
126					423,400	444,100				
127					423,700	444,400				
128					424,000	444,700				
129					424,300	445,000				
130					424,600	445,300				
131					424,900	445,600				
132					425,200	445,900				
133					425,500	446,200				
134					425,800	446,500				
135					426,100	446,800				
136					426,400					
137					426,700					
138					427,000					
139					427,300					
140					427,600					

別表第2(第4条第2項関係)①⑤⑥⑬⑰⑳㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟

独立行政法人水資源機構再雇用職員本給表

等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級
本給月額	円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000	円 391,200	円 442,400	円 522,800

別表第3（第4条第5項関係）㉔

能力等級表

等級	求められる能力
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の経営に参画する能力を有する。 ・ 将来展望に立ち、機構組織全体に関する問題の解決方法を的確に示すことができる。 ・ 機構を代表して対外折衝を行うことができる。 ・ 機構全体の職員の士気を高め、機構組織全体を統率することができる。 ・ 経営方針の実現のため、責任を持って最後までやり遂げることができる。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会・経済及び経営管理に関する高度な知識を有する。 ・ 経営方針に基づき、総括する組織全体に関する問題の解決方法を的確に示すことができる。 ・ 経営方針に基づき、所掌業務に関する中期目標及び年度目標の設定並びに目標達成のための課題設定ができる。 ・ 所掌業務について、関係者と話し合い、意図する方向で問題解決ができる。 ・ 総括する組織の職員を指導・教育し、全体の意識を高揚することができる。 ・ 総括する組織の目標達成のため、強固な意思でことに当たり、責任を持って最後までやり遂げることができる。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会・経済及び経営管理に関する一般的な知識を有する。 ・ 業務運営方針に基づき、総括する組織全体に関する問題の解決方法を的確に示すことができる。 ・ 業務運営方針に基づき、所掌業務に関する中期目標及び年度目標の設定並びに目標達成のための課題設定ができる。 ・ 所掌業務について、関係者と話し合い、納得を得ながら問題解決ができる。 ・ 総括する組織の職員を指導・教育し、職員の個性を引き出しながら、全体の意識を高揚することができる。 ・ 総括する組織の業務目標達成のため、常に新しい課題に挑戦しながら、責任を持って最後までやり遂げることができる。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会・経済及び経営管理に関する基礎的な知識を有する。 ・ 業務運営方針に基づき、総括する組織全体に関する問題の解決方法を的確に示すことができる。 ・ 業務運営方針に基づき、所掌業務に関する年度目標の設定及び目標達成のための手段・方策を講じることができる。 ・ 所掌業務について、関係者と話し合い、問題解決ができる。 ・ 下位等級者の指導・教育を計画的に行い、意欲の高揚を図ることができる。 ・ 所掌業務の目標達成のため、新しい試みを行いながら、責任を持って最後までやり遂げることができる。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所掌業務及び関連業務に関する高度の専門的な知識・技能を有する。 ・ 業務運営方針に基づき、総括する組織に関する問題の解決方法を的確に示すことができる。 ・ 業務運営方針に基づき、所掌業務に関する目標の設定及び目標達成のための具体策を講じることができる。 ・ 所掌業務について、関係者と話し合い、業務運営方針に基づき確実に問題解決ができる。 ・ 下位等級者の的確な指導・教育を計画的に行うことができる。 ・ 所掌業務の目標達成のため、困難を克服しながら、責任を持って最後までやり遂げることができる。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所掌業務に関する高度の専門的な知識・技能及び関連業務に関する高度な実務についての知識・技能を有する。 ・ 業務運営方針に基づき、総括する組織に関する問題の解決方法を的確に示すことができる。 ・ 業務運営方針に基づき、所掌業務に関する目標の設定及び目標達成のための具体策を講じることができる。 ・ 所掌業務について、関係者と話し合い、業務運営方針に基づき問題解決ができる。 ・ 下位等級者の的確な指導・教育が積極的に行うことができる。 ・ 所掌業務の目標達成のため、困難を克服しながら、責任を持って最後までやり遂げることができる。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当業務に関する専門的な知識・技能及び実務経験並びに関連業務に関する一般的な実務についての知識及び実務経験を有する。 ・ 業務運営方針に基づき、担当業務に関する問題解決の方向を判断することができる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・上司の指導のもと、担当業務に関する目標を達成するための手順・方法などを工夫・改善することができる。 ・上司の指導のもと、担当業務について、関係者と話し合い、問題解決ができる。 ・下位等級者に的確な指導・教育を行うことができる。 ・担当業務の目標達成のため、確実に意欲を持ってやり遂げることができる。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・担当業務に関する高度な知識・技能及び実務経験並びに関連業務に関する基礎的な実務についての知識を有する。 ・応用的判断力を要する業務について、上司の指導のもと、創意工夫を加えながら確実に遂行することができる。 ・下位等級者に的確な指導・助言をすることができる。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・担当業務に関する一般的な実務についての知識・技能を有する。 ・ある程度判断力を要する業務について、上司から必要な指示を受けながら、正確かつ迅速に意欲をもって遂行することができる。 ・下位等級者に対し、必要に応じて助言することができる。
1	<ul style="list-style-type: none"> ・担当業務に関する基礎的な実務についての知識・技能を有する。 ・主として定型的な業務を上司の指示や指導を受けながら、正確かつ迅速に意欲をもって遂行することができる。

別表第3の2(第6条第4項関係)㉔㉕㉖㉗㉘

昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13

35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28	16	
47	15	31	31	39	39	28	28	16	
48	16	32	32	40	40	28	29	16	
49	17	33	33	41	41	29	29	16	
50	18	34	34	42	41	29	29	17	
51	19	35	35	43	42	29	29	17	
52	20	36	36	44	42	29	29	17	
53	21	37	37	45	43	30	30	17	
54	22	38	38	46	43	30	30	18	
55	23	39	39	47	44	30	30	18	
56	24	40	40	48	44	30	30	18	
57	25	41	41	49	45	31	30	18	
58	25	41	42	50	45	31	31	18	
59	25	42	43	51	46	31	31	19	
60	26	42	44	52	46	31	31	19	
61	26	43	45	53	47	31	31	19	
62	26	43	45	54	47	31	31	19	
63	27	44	45	55	48	31	31	19	
64	27	44	46	56	48	31	32	19	
65	28	45	46	57	49	31	32	19	
66	28	45	46	58	49	31	32		
67	28	46	47	59	50	31	33		
68	28	46	47	60	50	32	33		
69	29	47	47	61	50	32	34		
70	29	47	48	62	50	32	34		
71	30	48	48	63	50	32	34		
72	30	48	48	64	50	32	35		
73	31	49	49	65	50	32	35		
74	31	49	49	66	50	32	36		

75	32	49	49	67	50	32	36		
76	32	49	50	68	50	32	37		
77	33	50	50	68	51	32	37		
78	33	50	50	68	51	32	38		
79	34	50	51	68	51	32	38		
80	34	50	51	68	51	32	39		
81	35	51	51	69	51	33	39		
82	35	51	52	69	51	33	40		
83	36	51	52	69	51	34	40		
84	36	51	52	69	51	34	41		
85	37	52	53	69	51	35	41		
86	37	52	53	70	51	35	42		
87	38	52	53	70	51	35	42		
88	38	52	53	70	51	35	43		
89	39	53	54	71	52	35	44		
90	39	53	54	72	52	35	45		
91	40	53	54	73	52	35	45		
92	40	53	54	74	52	35			
93	41	53	55	75	53	35			
94		54	55	76	53	35			
95		54	55	76	54	35			
96		54	55	77	55	35			
97		54	55	78	55	35			
98		54	56	79	55	35			
99		55	56	79	55	36			
100		55	56	80	56	36			
101		55	56	81	57	36			
102		55	56	82	58	36			
103		55	57	83	58	36			
104		56	57	84	58	36			
105		56	57	85	59	36			
106		56	57	86	60	36			
107		56	57	87	60	36			
108		56	58	88	61	36			
109		56	58	89	62	37			
110		57	58	90	63	37			
111		57	58	91	63	37			
112		57	58	92	64	37			
113		57	59	93	65	37			
114		57		94	65	38			

115		57		95	65	38			
116		58		96	66	38			
117		58		97	66	38			
118		58		98	67	39			
119		58		99	67	39			
120		58		100	68	39			
121		58		101	69	39			
122		59		102	70	39			
123		59			70	39			
124		59			71	39			
125		59			72	40			
126					72	40			
127					73	40			
128					74	40			
129					74	41			
130					75	41			
131					76	41			
132					77	41			
133					78	42			
134					78	42			
135					79	42			
136					80				
137					81				
138					82				
139					82				
140					83				

別表第3の3(第6条第5項関係)㉒㉔㉓㉕

降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給								
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	33	18	18	10	10	14	14	18	22
3	33	19	19	11	11	15	15	19	23
4	34	20	20	12	12	16	16	20	24
5	35	21	21	13	13	17	17	21	25
6	36	22	22	14	14	18	18	22	26
7	37	23	23	15	15	19	19	23	27
8	39	24	24	16	16	20	20	24	28
9	40	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	49	41
17	49	33	33	25	25	29	29	53	41
18	50	34	34	26	26	30	30	58	41
19	51	35	35	27	27	31	31	65	41
20	52	36	36	28	28	32	32	65	41
21	53	37	37	29	29	34	33	65	41
22	54	38	38	30	30	36	34	65	
23	55	39	39	31	31	38	35	65	
24	56	40	40	32	32	40	36	65	
25	59	41	41	33	33	42	38	65	
26	62	42	42	34	34	44	40	65	
27	65	43	43	35	35	46	42	65	
28	68	44	44	36	36	48	47	65	
29	70	45	45	37	37	52	52	65	
30	72	46	46	38	38	56	57	65	
31	74	47	47	39	39	67	63	65	
32	76	48	48	40	40	80	66	65	
33	78	49	49	41	41	82	68	65	
34	80	50	50	42	42	84	71	65	

35	82	51	51	43	43	98	73	65	
36	84	52	52	44	44	108	75	65	
37	86	53	53	45	45	113	77	65	
38	88	54	54	46	46	117	79	65	
39	90	55	55	47	47	124	81	65	
40	92	56	56	48	48	128	83	65	
41	93	58	57	49	50	132	85	65	
42	93	60	58	50	52	135	87		
43	93	62	59	51	54	135	88		
44	93	64	60	52	56	135	89		
45	93	66	63	53	58	135	91		
46	93	68	66	54	60	135	91		
47	93	70	69	55	62	135	91		
48	93	72	72	56	64	135	91		
49	93	76	75	57	66	135	91		
50	93	80	78	58	76	135	91		
51	93	84	81	59	88	135	91		
52	93	88	84	60	92	135	91		
53	93	93	88	61	94	135	91		
54	93	98	92	62	95	135	91		
55	93	103	97	63	99	135	91		
56	93	109	102	64	100	135	91		
57	93	115	107	65	101	135	91		
58	93	121	112	66	104	135	91		
59	93	125	113	67	105	135	91		
60	93	125	113	68	107	135	91		
61	93	125	113	69	108	135	91		
62	93	125	113	70	109	135	91		
63	93	125	113	71	111	135	91		
64	93	125	113	72	112	135	91		
65	93	125	113	73	115	135	91		
66	93	125	113	74	117	135			
67	93	125	113	75	119	135			
68	93	125	113	80	120	135			
69	93	125	113	85	121	135			
70	93	125	113	88	123	135			
71	93	125	113	89	124	135			
72	93	125	113	90	126	135			
73	93	125	113	91	127	135			
74	93	125	113	92	129	135			

75	93	125	113	93	130	135			
76	93	125	113	95	131	135			
77	93	125	113	96	132	135			
78	93	125	113	97	134	135			
79	93	125	113	99	135	135			
80	93	125	113	100	136	135			
81	93	125	113	101	137	135			
82	93	125	113	102	139	135			
83	93	125	113	103	140	135			
84	93	125	113	104	140	135			
85	93	125	113	105	140	135			
86	93	125	113	106	140	135			
87	93	125	113	107	140	135			
88	93	125	113	108	140	135			
89	93	125	113	109	140	135			
90	93	125	113	110	140	135			
91	93	125	113	111	140	135			
92	93	125	113	112	140				
93	93	125	113	113	140				
94	93	125	113	114	140				
95	93	125	113	115	140				
96	93	125	113	116	140				
97	93	125	113	117	140				
98	93	125	113	118	140				
99	93	125	113	119	140				
100	93	125	113	120	140				
101	93	125	113	121	140				
102	93	125	113	122	140				
103	93	125	113	122	140				
104	93	125	113	122	140				
105	93	125	113	122	140				
106	93	125	113	122	140				
107	93	125	113	122	140				
108	93	125	113	122	140				
109	93	125	113	122	140				
110	93	125	113	122	140				
111	93	125	113	122	140				
112	93	125	113	122	140				
113	93	125	113	122	140				
114	93		113	122	140				

115	93		113	122	140				
116	93		113	122	140				
117	93		113	122	140				
118	93		113	122	140				
119	93		113	122	140				
120	93		113	122	140				
121	93		113	122	140				
122	93		113	122	140				
123	93			122	140				
124	93			122	140				
125	93			122	140				
126				122	140				
127				122	140				
128				122	140				
129				122	140				
130				122	140				
131				122	140				
132				122	140				
133				122	140				
134				122	140				
135				122	140				
136				122					
137				122					
138				122					
139				122					
140				122					

別表第4 (第9条関係) ⑥⑨⑪⑫⑭⑯⑰⑱⑲

都道府県	支給地域	支給割合
北海道	札幌市	100分の3
宮城県	多賀城市	100分の10
	仙台市 黒川郡富谷町	100分の6
	名取市 宮城郡利府町	100分の3
茨城県	取手市 つくば市	100分の16
	守谷市	100分の15
	牛久市	100分の12
	水戸市 日立市 土浦市 龍ヶ崎市	100分の10
	古河市 ひたちなか市 神栖市 つくばみらい市 北相馬郡利根町	100分の6
	結城市 笠間市 鹿嶋市 那珂市 筑西市	100分の3
栃木県	宇都宮市 大田原市 下野市 下都賀郡野木町	100分の6
	栃木市 鹿沼市 小山市 真岡市	100分の3
群馬県	高崎市	100分の6
	前橋市 太田市 渋川市	100分の3
埼玉県	和光市	100分の16
	さいたま市 蕨市 志木市	100分の15
	東松山市 狭山市 朝霞市 ふじみ野市	100分の12
	新座市 桶川市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市	100分の10
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 北本市 八潮市 三郷市 蓮田市 幸手市 吉川市 白岡市 北足立郡伊奈町 入間郡三芳町 比企郡滑川町 比企郡鳩山町 南埼玉郡宮代町 北葛飾郡杉戸町 北葛飾郡松伏町	100分の6
	熊谷市 日高市 入間郡毛呂山町	100分の3
	千葉県	我孫子市 袖ヶ浦市 印西市
千葉市 成田市 習志野市	100分の15	
船橋市 浦安市	100分の12	
市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 富津市 四街道市	100分の10	
野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 鎌ヶ谷市 白井市 大網白里市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	100分の6	
木更津市 君津市 八街市 山武市 長生郡長柄町	100分の3	
東京都	特別区	100分の20
	武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	100分の16
	八王子市 青梅市 府中市 昭島市 小金井市 東村山市 国立市 福生市 稲城市 西東京市	100分の15
	立川市 東大和市	100分の12
	三鷹市 あきる野市	100分の10
	東久留米市 羽村市	100分の6
	武蔵村山市	100分の3
神奈川県	横浜市 川崎市 厚木市	100分の16
	鎌倉市 逗子市	100分の15

	相模原市 藤沢市 海老名市 座間市	100分の12
	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市	100分の10
	三浦市 秦野市 綾瀬市 三浦郡葉山町 中郡大磯町 中郡二宮町	100分の6
新潟県	新潟市	100分の3
富山県	富山市 中新川郡舟橋村	100分の3
石川県	金沢市 河北郡内灘町	100分の3
福井県	福井市	100分の3
山梨県	甲府市	100分の6
	南アルプス市 上野原市	100分の3
長野県	塩尻市	100分の6
	長野市 松本市 諏訪市 伊那市	100分の3
岐阜県	岐阜市	100分の6
	大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市 瑞穂市	100分の3
静岡県	裾野市	100分の15
	静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	100分の6
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市	100分の3
愛知県	刈谷市 豊田市 日進市	100分の16
	名古屋市 豊明市	100分の15
	西尾市 知多市 知立市 清須市 みよし市 長久手市	100分の10
	岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 犬山市 江南市 稲沢市 東海市 大府市 尾張旭市 岩倉市 田原市 愛西市 北名古屋市 弥富市 あま市 愛知郡東郷町 西春日井郡豊山町 海部郡大治町 海部郡蟹江町	100分の6
	豊橋市 一宮市 半田市 常滑市 小牧市 丹羽郡大口町 丹羽郡扶桑町 海部郡飛島村 知多郡阿久比町 知多郡東浦町	100分の3
三重県	鈴鹿市	100分の12
	四日市市	100分の10
	津市 桑名市 亀山市	100分の6
	名張市 伊賀市 桑名郡木曾岬町 員弁郡東員町 三重郡菰野町 三重郡朝日町	100分の3
滋賀県	大津市 草津市 栗東市	100分の10
	彦根市 守山市 甲賀市	100分の6
	長浜市 湖南市 東近江市	100分の3
京都府	長岡京市	100分の16
	京田辺市	100分の12
	京都市	100分の10
	宇治市 亀岡市 向日市 八幡市 木津川市 相楽郡精華町	100分の6
	城陽市 乙訓郡大山崎町	100分の3
大阪府	大阪市 守口市	100分の16
	池田市 高槻市 大東市 門真市 高石市 大阪狭山市	100分の15
	豊中市 吹田市 寝屋川市 松原市 箕面市 羽曳野市	100分の12
	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 東大阪市 交野市	100分の10
	岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市	

	和泉市 摂津市 藤井寺市 泉南市 四条畷市 阪南市 三島郡島本町 豊能郡豊能町 泉北郡忠岡町 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町 南河内郡河南町 南河内郡千早赤阪村	100分の6
兵庫県	西宮市 芦屋市 宝塚市	100分の15
	神戸市	100分の12
	尼崎市 伊丹市 高砂市 川西市 三田市	100分の10
	明石市 赤穂市 川辺郡猪名川町	100分の6
	姫路市 加古川市 三木市	100分の3
奈良県	天理市	100分の12
	奈良市 大和郡山市	100分の10
	大和高田市 橿原市 生駒市 香芝市 葛城市 生駒郡平群町 生駒郡三郷町 生駒郡斑鳩町 生駒郡安堵町 北葛城郡上牧町 北葛城郡王寺町 北葛城郡広陵町 北葛城郡河合町	100分の6
	桜井市 御所市 宇陀市 磯城郡川西町 磯城郡三宅町 磯城郡田原本町	100分の3
和歌山県	和歌山市 橋本市	100分の6
岡山県	岡山市	100分の3
広島県	広島市	100分の10
	安芸郡府中町	100分の6
	三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	100分の3
山口県	周南市	100分の3
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市	100分の3
香川県	高松市	100分の6
	坂出市 木田郡三木町	100分の3
福岡県	福岡市 春日市 福津市	100分の10
	大野城市 太宰府市 糸島市 筑紫郡那珂川町 糟屋郡志免町 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	100分の6
	北九州市 筑紫野市 古賀市 糟屋郡宇美町 糟屋郡篠栗町 糟屋郡須恵町 糟屋郡久山町	100分の3
長崎県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。